

## 令和3年第28回公安委員会会議録

日 時	自午後 1時30分 11月11日（木曜日） 至午後 4時00分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	下山委員長 高木委員 小野委員 廣塚委員 宮尾委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官	

### 第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞9件、意見の聴取15件について説明があり、決裁が行われた。

### 第2 定例会議

#### 1 令和3年九州管区優秀警察職員表彰受賞者について

首席監察官から、令和3年九州管区優秀警察職員表彰受賞者について報告が行われた。

#### 【委員からの質問等】

委員から、受賞者に対する祝辞と長年の功労に対する感謝の言葉があった。

#### 2 民間防犯パトロール隊との繁華街合同防犯パトロールの実施について

##### (1) 目的

飲食店に対する時短営業要請の解除により、賑わいを取り戻しつつある熊本市繁華街においては、これから迎える年末年始の時期とも重なり、悪質な客引き事案や各種事件等の増加が懸念されることを踏まえ、県民や熊本を訪れる観光客が安心して買い物や飲食を楽しめる繁華街とするため、警察本部長他幹部が民間防犯パトロール隊と合同パトロールを行うもの。

##### (2) 実施日時

令和3年11月19日（金）午後7時30分から午後8時30分まで（予定）

##### (3) 実施場所

###### ア 出発式

熊本中央警察署1階ロビー

###### イ パトロール実施場所

草葉町通り、上通アーケード、下通アーケード及び新市街アーケード

※ 別添地図参照

##### (4) 従事者

###### ア 警察本部（約20人）

(ア) 本部長、生活安全部長、生活安全部参事官兼生活安全企画課長、生活安全部参事官兼地域課長、生活安全部理事官兼生活環境課長

(イ) 警察本部関係所属員

(ウ) 警備部機動隊員

###### イ 熊本中央警察署（約5人）

(ア) 署長、地域・交通官、生活安全課長

- (イ) 警察署員
- ウ 民間防犯パトロール隊 (約 20 人)  
熊本市防犯モデル地区推進委員会  
合計 約 45 人
- (5) 実施内容
  - ア 繁華街合同防犯パトロール出発式 (19:30~19:45)
    - (ア) 警察本部長あいさつ
    - (イ) 熊本市防犯モデル地区推進委員会会長あいさつ
    - (ウ) 実施要領説明
  - イ パトロール開始 (草葉町通り→上通り→下通り→新市街) (19:45)
  - ウ パトロール終了 (20:30) ※予定
  - エ 本部長による花畑交番及び手取本町交番の督励 (警察幹部のみ)
  - オ 終了 (21:00) ※予定

**【委員からの質問等】**

委員から、「民間防犯パトロール団体を誉めるような取組はあるのか」旨の質問があり、警察側から「全国で、取組が盛んな団体を表彰する制度があり、この団体も平成27年に内閣総理大臣表彰を受賞している」旨の説明があった。また、別の委員から、「こういう取組に、警察署協議会の委員の方は、参加されないのか」旨の質問があり、警察側から「これから年末に掛けて各警察署において年末警戒が実施され、一律ではないが、協議会の方が参加されるところもあると思われる」旨の説明があった。

- 3 新幹線車内における現住建造物等放火未遂事件の発生について  
刑事部長から事件概要について説明が行われた。

**【委員からの質問等】**

委員から「第三セクターの鉄道事業者では、防犯カメラの増設や車掌を増やすなどの対応が現実的には困難なので、地元の警察署と連携し、情報共有やご指導などをお願いしたい、という話があった。引き続きご指導をお願いしたい」旨の発言があった。

**第3 報告・決裁等**

- 1 放置違反金納付命令取消請求事件終結についての報告  
首席監察官から報告が行われた。
- 2 苦情 (R3No.18) 調査結果についての決裁  
生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。
- 3 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例等の一部改正についての決裁  
総務課長補佐から説明があり、決裁が行われた。
- 4 令和3年度11月補正予算(案)の概要についての報告  
会計課長から報告が行われた。
- 5 犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る審査基準の改正についての決裁  
広報県民課犯罪被害者支援室長から説明があり、決裁が行われた。
- 6 令和3年第27回公安委員会会議録の決裁  
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 7 投書 (R3No.17) 受理の決裁  
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

8 苦情（R3No.21）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

